

第5次玉名市男女共同参画計画策定業務に係る 公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

本業務は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「玉名市男女共同参画推進条例」第10条に基づく「第4次玉名市男女共同参画計画（令和5年度～令和9年度）」の計画期間が満了するため、計画を策定するものである。

計画策定にあたっては、価値観や生活形態が多様化する社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査を行い、その調査結果から市民の意識や実態を把握し、今後の課題を明らかにした基礎資料を作成するとともに、今後5か年の目標や施策、具体的な取組等をまとめた「第5次玉名市男女共同参画計画」を策定することを目的とする。また、「女性活躍推進法（略称）」に基づく女性活躍推進計画及び「配偶者暴力防止法（略称）」に基づく市町村基本計画も合わせて策定する。

そこで、この目的を計画的かつ効率よく進めるため、男女共同参画に関する調査及び計画での豊富な実績や高い専門性を有し、本市が求める計画策定が可能な業者を選定するため公募型プロポーザル方式により提案を募るものである。

2 概要

- (1) 業務名 第5次玉名市男女共同参画計画策定業務
- (2) 業務内容 「第5次玉名市男女共同参画計画策定業務仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 委託料の上限額 令和8年度 5,588,000円
令和9年度 2,653,000円
合計 8,241,000円
(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 「地方自治法施行令（平成22年政令第16号）」第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国、県、市等において指名停止期間中または入札参加資格停止中でないこと。
- (3) 「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づく再生手続き開始を申立て、「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づく更生手続き開始を申立て又は、「破産法（平成16年法律第75号）」の破産手続き開始の申立てが行われている者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上関与していないこと。
- (5) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。
- (6) 過去10年において、地方公共団体における人権に関わる計画や調査に類する

業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。

- (7) 九州内に営業拠点（支店や支社、事務所等）を有し、本市への行き来が容易にでき、連絡調整ほか対応体制が十分に整えられる者であること。

4 プロポーザル実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間または期日
質問書受付期間	令和8年 4月27日（月）～ 令和8年 5月12日（火） 正午まで必着
質問書回答期限	令和8年 5月19日（火）まで
参加申込書等提出期限	令和8年 5月29日（金） 午後5時まで必着
第1次審査結果通知	令和8年 6月16日（火）予定
第2次審査会開催	令和8年 7月 9日（木）予定
審査結果通知	令和8年 7月17日（金）予定
契約締結	令和8年 7月 下旬予定

5 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式4）に記入のうえ、電子メールにて提出するとともに、必ず当課へ電話での連絡を入れること。メールの件名は、「第5次玉名市男女共同参画計画策定に関する質問」とすること。

- (2) 提出期限 令和8年5月12日（火）正午まで（必着）

- (3) メールアドレス及び連絡先

jinken@city.tamana.lg.jp 電話（0968）75-1119

- (4) 質問書の回答

質問を受けた場合は、玉名市ホームページに回答を掲載する。

6 参加申込

参加資格を全て満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類は、A4版（縦横問わず）で統一して作成すること（作成済みのパンフレット等は除く）。また、提出書類にはインデックスを貼り、整理すること。

- (ア) 参加申込書（様式1）

- (イ) 企画提案書（任意様式）

- ・仕様書に示す内容について、全て網羅し適切に作成すること。
- ・提案内容には、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性や妥当性を具体的に記載すること。
- ・男女共同参画に関する知見や有益なツール及びネットワーク等について、

具体的に記載すること。

- ・その他独自の提案がある場合、その内容を具体的に記載すること。

(ウ) **業務工程表（任意様式）**

- ・計画書完了目標の令和10年3月までの工程を分かりやすく示すこと。

(エ) **業務実施体制調書（様式2）**

- ・本業務の実施体制について記載すること。

(オ) **類似業務実績調書（様式3）**

- ・地方公共団体における取引実績が確認できるもの。

(カ) **財務関係書類**

- ・貴社の財務状況が確認できる貸借対照表、損益計算書等の直近2年間分。

(キ) **会社概要関係書類**

- ・所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。

(ク) **商業登記事項証明書**

(ケ) **国税、県税及び市税に未納がないことの証明書**

(コ) **見積書及び見積内訳書（任意様式）**

(2) 提出部数

正本 1部 副本 10部（副本は複写可）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）

(4) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）

(5) 提出先

末尾記載の問合せ先と同じ。

7 選定方法

審査及び選定は、別紙「審査基準」に基づき実施する。

(1) 審査方法

(ア) 第1次審査（書類審査）

- ・提出された書類にて参加資格要件等の確認及び審査を行う。
- ・書類審査通過の可否を電子メールで速やかに通知し、通過者には第2次審査会（プレゼンテーション）の実施場所や実施時間について、具体的に通知する。

(イ) 第2次審査

- ・企画提案書等の内容やプレゼンテーションでの説明、及び審査委員からの質問に対しての応対等について「審査基準」に基づき評価（採点）する。
- ・プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は30分以内、質疑の時間を20分以内とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、書類審査通過者の参加申込書受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出された資料に添って行なうものとし、プレゼンテーションに必要な機材（パソコン、プロジェクター、スクリーン等）は、全て参加事業者で準備し、セッティングを行い実施するものとする。

- ・審査の結果は、決定後速やかに電子メールで通知するとともに、市のホームページに掲載する。

(2) 選定方法等

候補者の選定は「第5次玉名市男女共同参画計画策定業務委託事業者選定委員会」が、提出された書類にて参加資格要件等の書類審査（第1次審査）を行う。

提出された企画提案書、業務実施体制調書、類似業務実績調書、見積書等の内容と、プレゼンテーションでの説明や質疑応答時の応答等を、別紙「審査基準」に基づき評価（採点）する第2次審査での採点が、最高得点者となった者（最優秀提案者）を優先交渉権者として選定する。

8 契約

- (1) 審査により、最優秀の企画提案と決定した業者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について、本市と協議・合意したのちに委託契約を締結する。
なお、その後の協議において、企画案の一部を変更する場合もある。
- (2) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (3) 委託費の支払いについては、各年度完了後、それぞれ支払うものとする。

9 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (5) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (7) 提出期限後の参加申込書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (9) 本業務の再委託、一部委託は認めない。
- (10) 電子メール等の通信事故については、玉名市はいかなる責任も負わない。

10 問合せ先

所在地 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地
担当部署 玉名市総務部人権啓発課
担当者 前田
電話番号 0968-75-1119
電子メール jinken@city.tamana.lg.jp